



鳥取県高校生等奨学給付金

返済不要！

7月申請（年額給付・2回目）について

※新入生に対する一部早期給付を受けた方は「2回目」の申請となります。

対象世帯

《次の要件すべてに該当する世帯です》

- ① 令和4年7月1日時点で令和4年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護の生業扶助受給世帯
- ② 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- ③ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する高校生等がいる世帯

※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

提出書類

期限までに世帯区分に応じた書類を提出してください。

※申請者は、原則高校生等の保護者です。

生活保護（生業扶助）受給世帯	(1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号） (2) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書 ※令和4年7月1日時点の生業扶助の受給状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可。
道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯	(1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号） (2) 保護者の令和4年度（令和3年の所得にかかもの）の課税証明書など、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証する書類（課税証明書等） ※父母がいる世帯は、父母2名分、ひとり親家庭の場合は親権者1名のものがが必要です。 ※税の申告を行っていない方（無職、控除対象配偶者等）で、税額の証明が出ない方は、市町村窓口で申告を行った後の課税証明書等を提出してください。 ※複数の高校生等について申請する場合、課税証明書等は1人目の申請書に原本を添付し、2人目以降の申請書にコピーを添付してもかまいません。 (3) 対象となる高校生等及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの） ※透けないテープや付箋等で隠してコピーしてください。

※県外市町村が発行する課税証明書等を提出される場合は、令和4年7月1日時点で保護者が鳥取県居住であることがわかる住民票の写しも必要です。

支給額	年額給付：裏面の表のとおり 2回目：年額の3/4（7～3月分相当額）
提出期限・提出先	令和4年7月29日（金） 提出先：米子南高校 事務室 ※高校生が複数いる世帯の場合は、人数分の申請が可能です。なお、県外の高等学校等に在籍する兄弟姉妹の分は、県育英奨学室へお尋ねください。
問合せ先	鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室 電 話：0857-26-7541 メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

高校生等奨学給付金 対象確認シート

高校生等は平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？（注1）

YES

NO

該当しません

保護者等（注2）の居住地は鳥取県ですか？

YES

NO

居住地の都道府県にお問合せください

今年の7月1日現在、学校に在籍していますか？

YES

NO

該当しません

今年の7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

NO

YES

保護者全員の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税ですか？

YES

NO

該当しません

高校生等奨学給付金の対象となりますので、申請書や必要書類について提出してください。

●給付額について（年額）

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円		
非課税世帯（第1子）	114,100円	134,600円	50,500円	52,100円	50,500円	52,100円
非課税世帯（第2子）	143,700円	152,000円				

「給付額について」の見方

第1子、第2子等の考え方

①高校生が専攻科以外に在籍し、生活保護（生業扶助）を受給する世帯
→ 生活保護受給世帯の給付額

②高校生が通信制高校に在籍し、所得割非課税の世帯
→ 通信制の給付額

③高校生が専攻科に在籍し、所得割非課税の世帯
→ 専攻科の給付額

④高校生が全日制・定時制に在籍し、所得割非課税の世帯の場合
→ 非課税世帯の第1子又は第2子の給付額

高校生等（年齢は問わない）

15歳以上（中学生を除く）23歳未満

●子ども1人の世帯



【全日制等】
（第1子）



【全日制等】
（第1子）



扶養されていない

●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）

▼高校生等が2人いる世帯の場合

【全日制等】
（第1子）
兄/姉

【全日制等】
（第2子以降）
弟/妹

【通信制】/
【専攻科】

【全日制等】
（第2子以降）

（注）兄弟姉妹に通信制又は専攻科の高校生等がいる場合には、通信制/専攻科以外の高校生等は給付額を増額した「第2子以降」の単価となる

▼高校生等以外の子どもがいる世帯の場合



【全日制等】
（第2子以降）

【全日制等】
（第2子以降）

【全日制等】
（第2子以降）



扶養されている
（学生、アルバイト、無職 など）

（注1） 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。

（注2） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。